
第 11 次宮津市高齢者保健福祉計画・
第 10 期宮津市介護保険事業計画
策定方針（案）

令和8年6月

宮津市

1. 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

平成12年度に創設された介護保険制度により、介護・介助が必要になっても、できるだけ自立した生活が送れるよう社会全体で支援する仕組みがつけられました。開始から26年となる介護保険制度は、高齢化率の上昇や要介護高齢者の増加、高齢者の生活を取り巻く様々な環境変化などの動向に合わせ、これまでに様々な対応が図られています。

「第10次宮津市高齢者保健福祉計画・第9期宮津市介護保険事業計画」（以下「現計画」という。）の計画期間（令和6～8年度）は、地域包括ケアシステムの深化・推進と「地域共生社会」の実現へ向けた体制整備を進めるための期間であるとともに、令和22年（2040年）を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備に取り組むものとされました。

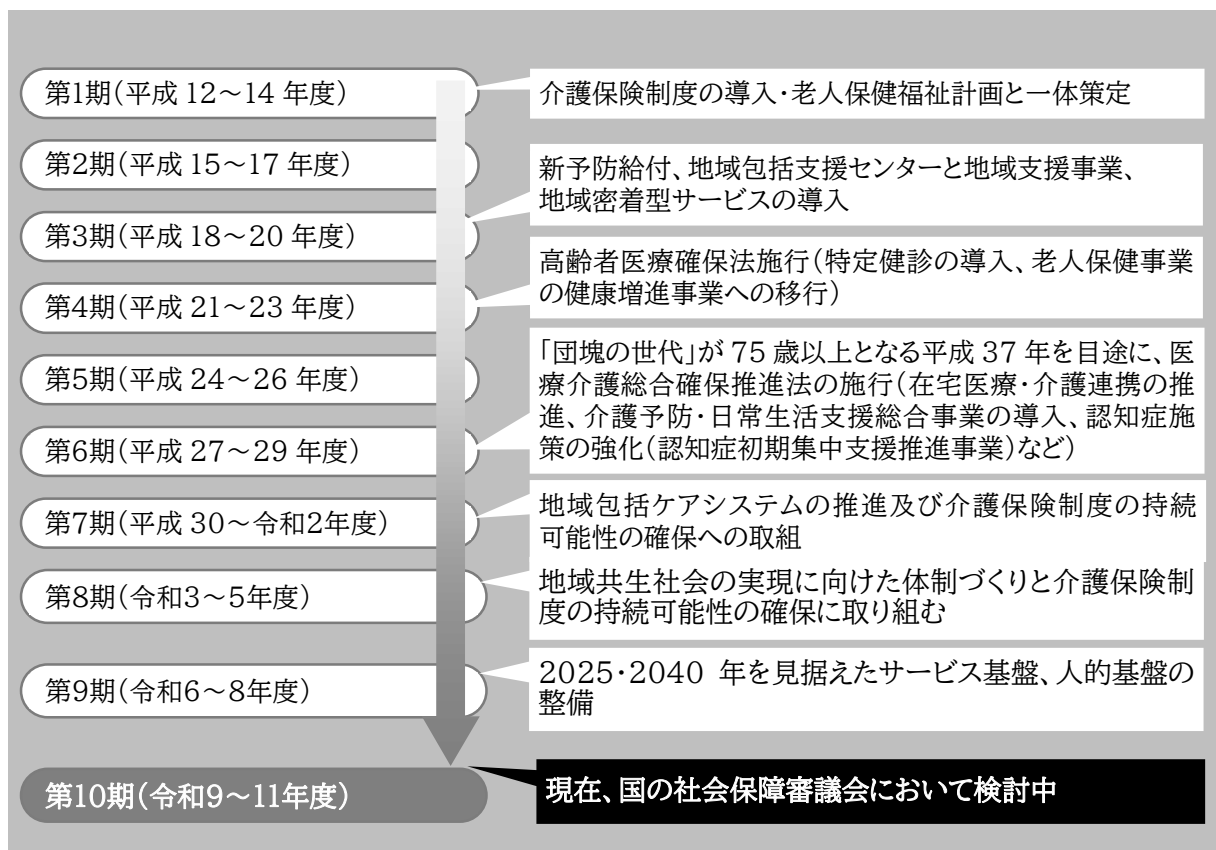
2 国の基本指針と制度改定の経緯

基本指針は、**都道府県・市区町村が作成する介護保険事業計画のガイドライン**となるもので、次の内容について定めています。

- ① サービスを提供する体制の確保、地域支援事業の実施に関する基本的事項
- ② サービスの種類ごとの量の見込みとそれを定めるにあたって参酌すべき標準
- ③ その他計画の作成に関する事項
- ④ その他介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するために必要な事項

※第10期の基本指針は、令和8年7月予定

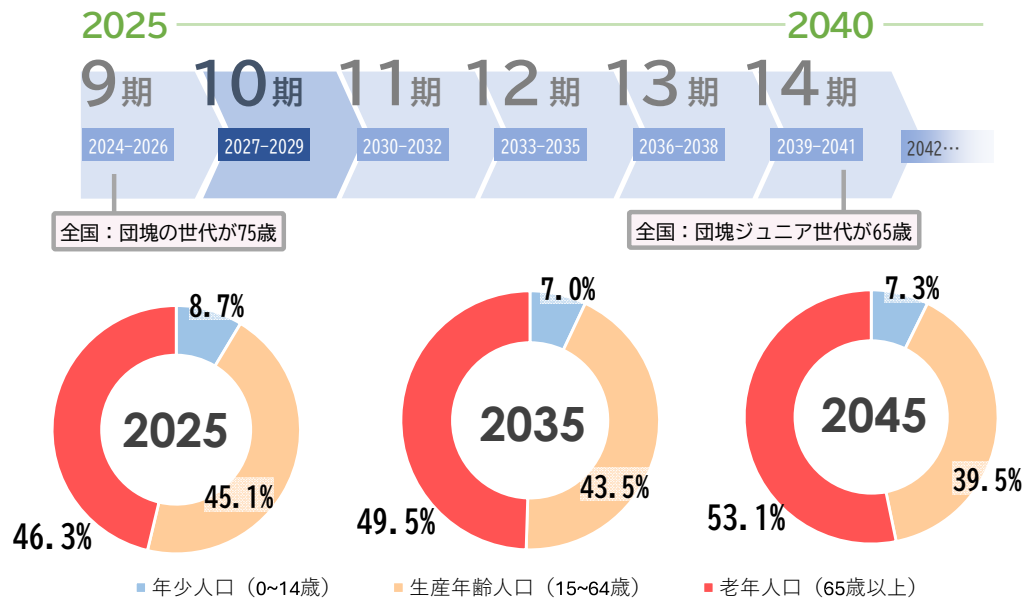
▼ 介護保険事業計画 制度改訂の経過



3 宮津市の状況

令和7年度（住民基本台帳10月1日）の本市の高齢化率は43.5%となっており、全国の29.6%より高くなっています。将来人口推計（「見える化」システム）では、今後も本市の高齢化率は上昇する見込みです。

▼ 本市の人口構造（予測）

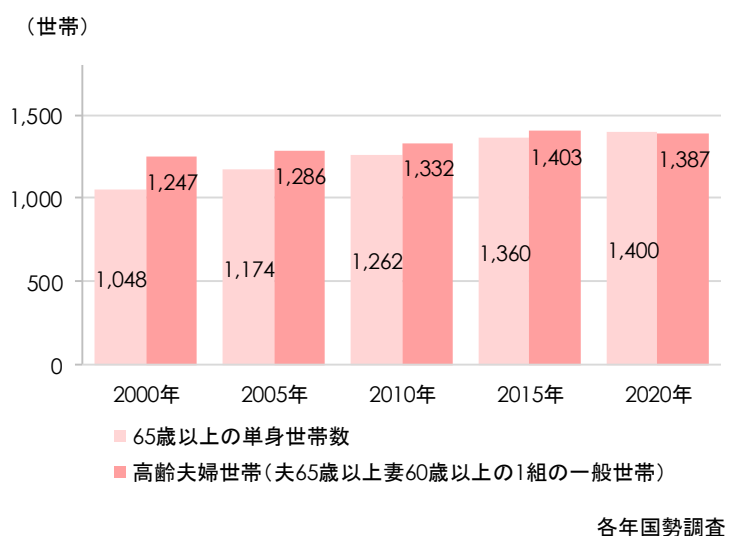


令和2年国勢調査・社人研推計

※上図は国勢調査及び社人研推計によるもの

65歳以上の単身世帯数は増加を続けています。地域包括ケアシステムは、高齢者の福祉を地域で充実させる機能であるとともに、障害者やこどもなど、その他の福祉分野との連携も担い、複合的な課題に対応していく体制へと展開していくことがこれまでも増して重要になります。

▼ 高齢者世帯数の推移



4 計画策定の趣旨

本市では、現計画において、「みんながともにつながり支え合い 高齢者も幸せに暮らせるまち みやづ」を基本理念として掲げ、介護保険制度を含めた高齢者施策の体系的な推進と円滑な実施を目指した数々の取組を進めてきました。

今回策定する「第11次宮津市高齢者保健福祉計画・第10期宮津市介護保険事業計画」（以下「本計画」という。）は、国の方針と、現計画までの取組を踏まえ、実情に応じた地域包括ケアシステムをより深化させていくために策定するものです。

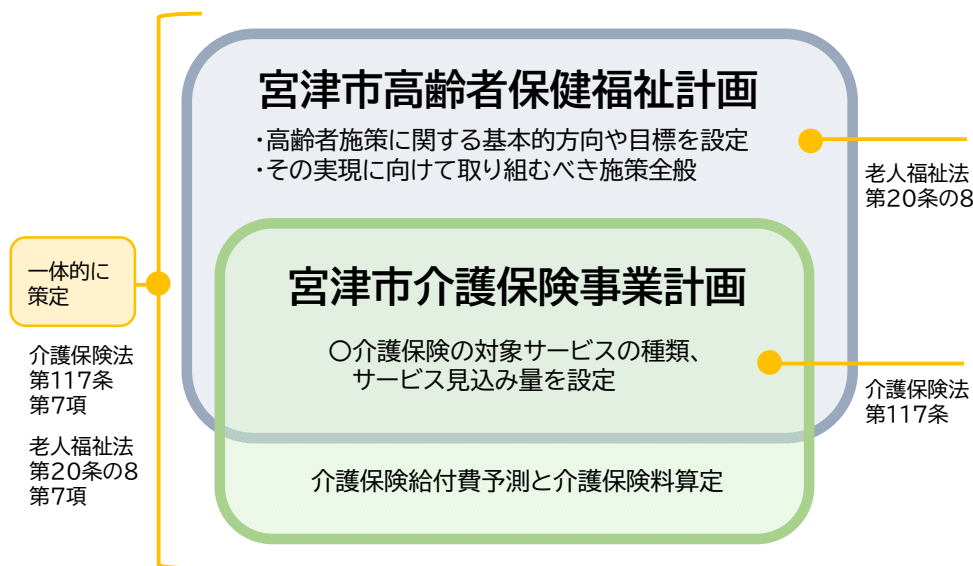
2 計画の概要

1 計画の位置づけ

本計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく「市町村老人福祉計画」及び介護保険法第117条の規定に基づく「市町村介護保険事業計画」を、介護保険法第117条第7項、老人福祉法第20条の8第7項の規定により一体のものとして策定するものです。

なお、本市では「老人福祉計画」の名称を「高齢者保健福祉計画」としています。

▼ 老人福祉計画と介護保険事業計画の一体的策定

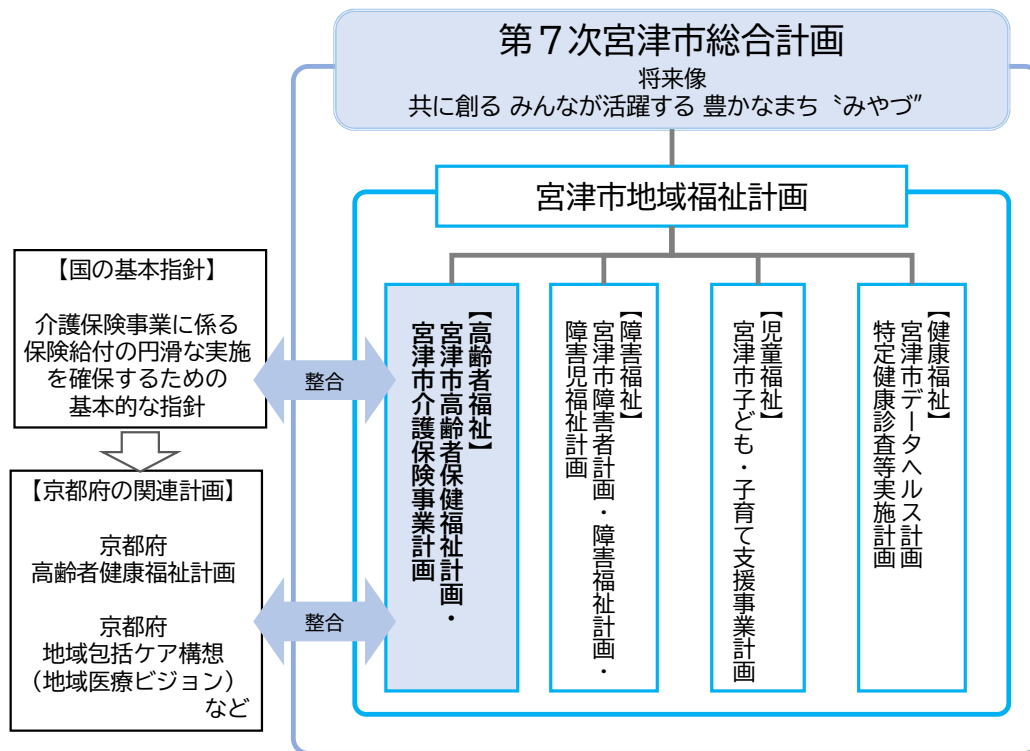


2 関連計画等との関係

本計画は、本市のまちづくりの総合計画である「宮津市総合計画」に基づく分野別計画に位置付けられます。また、地域福祉の推進に関して、高齢者の福祉、障害者（児）の福祉、児童の福祉その他の福祉について、共通して取り組むべき事項を定めた「宮津市地域福祉計画」のもと、高齢者福祉施策と介護保険事業を一体的に推進するための個別計画として定めるものであり、これら本市の関連計画との整合を保つものとします。

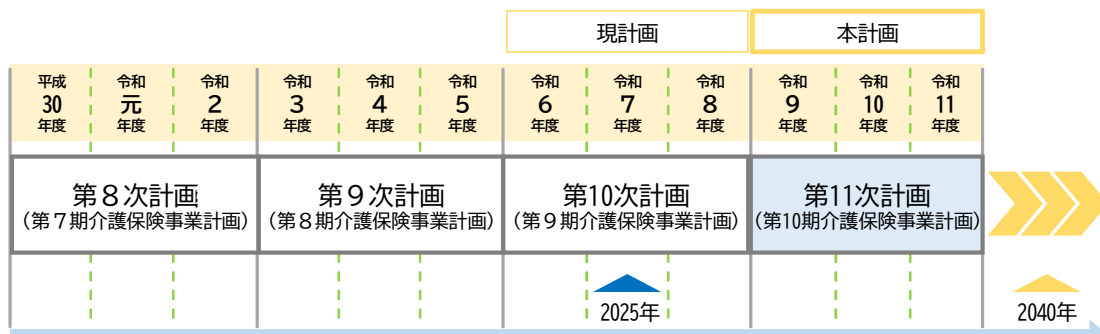
また、計画策定にあたっては、介護保険法に基づき国が定めた基本指針の内容を踏まえるとともに、京都府高齢者健康福祉計画、京都府地域包括ケア構想等の京都府の関連計画とも整合を保つこととしています。

▼ 関連計画等との整合



3 計画の期間

本計画は、令和9年度（2027年度）を初年度とし、令和11年度（2029年度）を目標年度とする3か年の計画です。



4 計画の策定体制

(1) 宮津市高齢者保健福祉計画推進協議会などによる検討

本計画の策定にあたっては、学識経験者、関係機関・団体の役職員、保健福祉医療等の関係者及び介護者で構成する「宮津市高齢者保健福祉計画推進協議会」において、国の基本指針等に基づき協議・検討を行います。

(2) 市民の意見反映

本計画の策定にあたっては、支援を必要とする高齢者の状況を把握し、より多くの市民・被保険者の意見を反映して今後の支援方策を検討するため、「宮津市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」及び「宮津市在宅介護実態調査」を実施しました。

また、市民意見募集（パブリックコメント）を実施し、市民の意見反映に努めます。

3 基本指針に盛り込まれると考えられる事項

令和8年3月の社会保障審議会介護保険部会（第134回）において、第10期介護保険事業計画の基本指針に盛り込むことが考えられる主な事項のイメージが示されています。

▼ 基本指針に盛り込むことが考えられる主な事項（厚生労働省老健局資料）

○介護サービス基盤の計画的な整備

①介護保険事業（支援）計画の策定

- ・中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、都道府県と市町村が2040年度を見据えた中長期的な推計を実施し、共通の課題認識を持った上で、地域の関係者を含めてサービス提供体制の在り方を検討。
- ・計画策定における都道府県の関与や医療・介護連携の強化等のため、計画の策定過程における議論のプロセスを整理。
- ・計画策定に当たって都道府県・市町村や関係者が確認すべき指標や状況の提示等により、地域の現状把握・分析や計画策定を支援。

②地域の実情に応じたサービス提供体制の構築

- ・地域の類型（中山間・人口減少地域、大都市部、一般市等）を念頭に置いた計画策定。中山間・人口減少地域においては、関係者の意見を聞きながら、必要な対応（人材確保や生産性向上等の施策、特例介護サービスの新たな種類の活用等）について議論。
- ・医療との連携状況や有料老人ホーム等の高齢者向け住まいの入居の状況等を踏まえたサービス提供体制の構築。

○地域包括ケアシステムの深化

- ①総合事業の多様なサービス・活動の充実に向け、多様な主体とのつながりづくり等の更なる支援や質の向上を図るための分析・評価等を推進。
- ②頼れる身寄りがいない高齢者等の生活ニーズを地域課題として解決するため、関係者を含めて地域全体で対応を協議し、切れ目のない支援が提供される地域づくりを推進。
- ③認知症基本法及び認知症施策推進基本計画を踏まえた取組の推進。

○介護人材確保と職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援等

- ①都道府県が主体となって介護人材確保に関するプラットフォームを構築し、地域の関係者が協働して課題解決に向けた実践的な取組を推進。
- ②テクノロジーの更なる活用等による生産性向上や、協働化・大規模化の推進等による経営基盤の強化等を推進。